

経済建設常任委員会提出資料
令和 8 年 1 月 21 日 経済部

経済部関係団体における過年度分の納税について

1 事案の概要

令和 5 年 1 月に本市の関係団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴い、「あさひかわデザインセンター実行委員会」において税務署と協議を行った結果、法人税の課税対象者であると判断され、過去 3 年分の納税を行ったもの。

2 納税額

223, 700 円

(内訳)

ア 法人道民税	55, 000 円
イ 延滞金（法人道民税）	0 円
ウ 法人市民税	165, 000 円
エ 延滞金（法人市民税）	3, 700 円

3 再発防止策

税務関係法令の認識不足が原因であったことから、団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努める。